

2 生流第 8 3 5 号
令和 2 年 6 月 1 0 日

関 係 各 位

福 島 県 知 事
(公 印 省 略)

令和 2 年産米の緊急時環境放射線モニタリングの実施について（通知）

日頃より、本県の農業振興施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福島県では、県内で生産される全ての米を対象に全量全袋検査を実施し、安全性を確認してきました。

放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用などを徹底した結果、平成 27 年以降、通算 5 年間基準値超過が無いことから、避難指示等のあった 12 市町村（田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村））を除き、全量全袋検査からモニタリング検査に移行します。

避難指示等のあった 12 市町村においては、営農再開が進んでいない地域や新たに作付が行われた水田もあり、検査結果の蓄積が十分でないことから、全量全袋検査を継続し、米袋には検査済ラベルを貼付します。

モニタリング検査は、国が定めたガイドラインに基づき、旧市町村単位で 3 点実施し、旧市町村単位で基準値超過が無いことが確認されてから、出荷・販売されます。

なお、モニタリング検査が行われる地域の紙袋には、野菜や果物と同様に検査済ラベルの貼付はありませんが、基準値を超過していないことが確認されたものでありますので、御安心ください。

福島県では、引き続き放射性セシウムの吸収抑制対策を徹底するとともに、異物混入による二次的な汚染を確実に防止するなど、県産米の安全をしっかりと確保してまいります。

(事務担当 農林水産部水田畑作課 副主査 三瓶 電話 024-521-7360)